

## 令和7年度地方税制の改正（令和7年4月1日適用）について

### 1 改正の経緯

3月31日に公布された地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）により、以下の内容について地方税法の改正が行われ、令和7年4月1日から適用されることとなった。

また、関係法令等の改正の施行等を受け、早急に所要の対応を行う必要が生じた。

### 2 改正内容

#### （1）軽自動車税種別割の税率区分の見直し（条例第39条、第46条第2項第5号）

道路運送法施行規則の改正に伴い、新たに二輪の原動機付自転車のうち総排気量50ccを超え125cc以下であり、最高出力が4.0kw以下のもの（以下「新基準原付」という。）が、第一種原動機付自転車に追加された。

これを受けた地方税法の改正により、新基準原付の標準税率が2千円と定められた。このため、本区の種別割の原動機付自転車の税率に新基準原付の区分を設ける等とともに、その税率を2千円と定める。

#### 改正前

原動機付自転車の税率区分			
	総排気量	税率	ナンバープレート
イ	50cc以下	2,000円/年	白
ロ	50cc超90cc以下	2,000円/年	黄色
ハ	90cc超125cc以下	2,400円/年	桃色

#### 改正後

原動機付自転車の税率区分			
	総排気量	税率	ナンバープレート
イ	50cc以下(ハを除く)	2,000円/年	白
ロ	50cc超90cc以下(ハを除く)	2,000円/年	黄色
ハ	<u>125cc以下かつ 最高出力が4.0kw以下</u>	<u>2,000円/年</u>	白
ニ	90cc超125cc以下(ハを除く)	2,400円/年	桃色

(2) 身体障害者等に対する種別割減免の確認方法の変更 (条例第46条の2)

道路交通法の改正に伴い、運転免許に係る情報を個人番号カードに記録することが可能となり、運転時には、免許情報が記録された個人番号カード(以下「マイナ免許証」という。)又は運転免許証を携帯する取扱いに変更された。

これを受けて、身体障害者等に対する種別割の減免を受けようとする際に提示するものとして、従来の身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは常時介護する者の運転免許証の提示に加えて、マイナ免許証の提示も可能とするとともに、その確認方法を定める。

(3) 法律の改正に伴う項番の修正 (条例第46条第2項第2号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、引用条文の項ずれが生じたため所要の改正を行う。

### 3 周知方法

改正内容については、区公式ホームページ等で区民への周知を図る。